

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案					現行				
目次（現行のとおり）					目次（略）				
第一条から第百六十五条まで（現行のとおり）					第一条から第百六十五条まで（略）				
別表第一から別表第六まで（現行のとおり）					別表第一から別表第六まで（略）				
別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）					別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）				
一から三まで（現行のとおり）					一から三まで（略）				
四 汚水					四 汚水				
(一) 有害物質に係る基準					(一) 有害物質に係る基準				
項目・設置区分	事業場の種類	水域区分		許容限度（単位 一リットルにつきミリグラム）	事業場の種類	水域区分		許容限度（単位 一リットルにつきミリグラム）	事業場の種類
		工場	指定作業場			工場及び指定作業場	工場		
(一) カドミウム及びその化合物	新設	水道水源水域	一般水域 A、一般水域 B、島しょ及びその海域	カドミウムとして ○・○ ○ ○	新設	水道水源水域	一般水域 A、一般水域 B、島しょ及びその海域	カドミウムとして ○ ○ ○	カドミウムとして ○ ○ ○
	既設	カドミウムとして ○ ○	カドミウムとして ○ ○			既設	カドミウムとして ○ ○		
(二) から(四)まで（現行のとおり）					(略)				

備考（現行のとおり）

㊦及び㊧（現行のとおり）

五から七まで（現行のとおり）

別表第八から別表第十二まで（現行のとおり）

備考（略）

㊦及び㊧（略）

五から七まで（略）

別表第八から別表第十二まで（略）